

令和6年第4回（11月）定例市議会説明資料

- 1 議案第96号
安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 2 議案第97号
あんなかスマイルパーク条例の一部改正について

安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 (略) 2～5 (略) 6 この条例において「電子資格確認」及び「電子的確認」とは、社会保険関係各法の規定に基づく電子資格確認及び電子的確認のことをいう。 (新設) (支給対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、福祉医療費は次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1)及び(2) (略) (3) 前項第2号及び第3号に該当する者(以下「重度心身障害者等」という。)のうち、前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に関する医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が令第7条に規定する額を超える者 (4) (略) 3及び4 (略) (受給資格者証及び減額認定証の提示) 第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、<u>電子資格確認又は被保険者証等の提示</u> により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給資格者証を提示しなければならない。<u>なお、第3条第1項第2号又は第3号に該</u>	(定義) 第2条 (略) 2～5 (略) 6 この条例において「電子資格確認等」とは、<u>社会保険関係各法に規定する電子資格確認等をいう。</u> 7 この条例において「資格確認書等」とは、<u>健康保険法第51条の3第1項に規定する書面又は同条第2項の規定により同条第1項の厚生労働省令で定める事項を同令で定める方法により表示したものをいう。</u> (支給対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、福祉医療費は次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1)及び(2) (略) (3) 前項第2号又は第3号に該当する者(以下「重度心身障害者等」という。)のうち、前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に関する医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が令第7条に規定する額を超える者 (4) (略) 3及び4 (略) (受給資格者証及び減額認定証の提示) 第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、<u>電子資格確認等、資格確認書等の提示又は表示その他被保険者資格を確認できると認められる方法</u>により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給資格者証を提示しなければならない。

当する支給対象者が、次条第3項第1号及び第2号の金額について福祉医療費の支給を受けようとする場合には、共に減額認定証を提示しなければならない(受療の際に食事療養費標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。)

(新設)

(福祉医療費の支給対象額)

第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、第4条第3項の規定により市長の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が医療機関等に支払うべき医療給付に係る一部負担金とする。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号又は第3号に該当する受給資格者が受療の際に減額認定証を提示しなかったとき(受療の際に食事療養費標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。)は、次の各号に掲げる金額は支給しない。

(1)及び(2) (略)

(福祉医療費の支給)

第8条 受給資格者が県内の医療機関等において、第6条の規定に基づき、受給資格者証等を提示して、医療又は施術を受けたときは、市長は、前条に規定する福祉医療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該医療機関等に支払うべき費用を当該受給資格者又は保護者等に代わり、当該医療機関等に支払うものとする。

2～4 (略)

2 第4条第1項の規定により市長の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)のうち重度心身障害者等としてその認定を受けた者(次条において「障害受給資格者」という。)は、次条第3項第1号又は第2号に係る福祉医療費の支給を受けようとするときは、前項の確認を受ける際に、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第58条第1号から第3号までに掲げる者又はこれらに相当する者であることを電子資格確認等又は減額認定証若しくは資格確認書等の提示若しくは表示により示さなければならない。

(福祉医療費の支給対象額)

第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、受給資格者
_____が医療機関等に支払うべき医療給付に係る一部負担金とする。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、障害受給資格者が前条第2項の規定により健康保険法施行規則第58条第1号から第3号までに掲げる者又はこれらに相当する者であることを示さなかったときは、次の各号に係る福祉医療費を支給しない。

(1)及び(2) (略)

(福祉医療費の支給)

第8条 _____第6条の規定に基づき受給資格者が医療機関等で
医療又は施術を受けたときは、市長は、前条に規定する福祉医療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該医療機関等に支払うべき費用を当該受給資格者又は保護者等に代わり、当該医療機関等に支払うものとする。

2～4 (略)

あんなかスマイルパーク条例の一部改正について

新旧対照表 (下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(公園施設) 第3条 スマイルパークに設ける公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項各号に掲げる施設をいう。以下「公園施設」という。)は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (略) (3) <u>土の広場</u> (4)～(6) (略) (有料施設の利用の許可等) 第8条 有料施設(第3条第1号(別表に掲げる施設に限る。)から第3号までに規定する施設をいう。以下同じ。)を占用しようとする者は、申請により市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする。 2～4 (略) 別表(第8条、第10条関係) 全部改正	(公園施設) 第3条 スマイルパークに設ける公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項各号に掲げる施設をいう。以下「公園施設」という。)は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (略) (3) <u>インクルーシブ広場</u> (4)～(6) (略) (有料施設の利用の許可等) 第8条 有料施設(第3条第1号(別表に掲げる施設に限る。)及び第2号 <u>に</u>規定する施設をいう。以下同じ。)を占用しようとする者は、申請により市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする。 2～4 (略) 別表(第8条、第10条関係) 全部改正